

徳島県告示第六百四十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次の一のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和四年十一月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

鳴門市北灘町鳥ケ丸字トノムラ三七―一

中野 誠司

同 宿毛谷字相ケ谷三―一

米田 芳久

2 加入区

大浦加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

北灘漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和四年十一月十一日から同月二十五日まで

2 縦覧場所

鳴門市北灘町宿毛谷字相ケ谷一番地一

北灘漁業協同組合